

大阪市告示第306号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月4日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
近畿産業信用組合	泉州支店	変 更 前	〒596-0003 岸和田市中井町2-10-15	令和7年 4月14日
		変 更 後	〒596-0076 岸和田市野田町2-7-1	

(会計室会計管理担当)